

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大阪府四條畷市

## 四條畷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 市民生活部 地域振興課  
所在地 四條畷市中野本町1番1号  
電話番号 072-877-2121  
FAX番号 072-877-8300  
メールアドレス sanrou@city.shijonawate.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	四條畷市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

令和元年度

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜等	被害面積 23.0アール 被害金額 104千円
アライグマ		被害面積 8.37アール 被害金額 13千円

令和2年度

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜等	被害面積 21.3アール 被害金額 370千円
アライグマ		被害面積 11.2アール 被害金額 17.4千円

令和3年度

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜等	被害面積 14.0アール 被害金額 168千円

(注) 1 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

2 令和3年度のアライグマ被害について、被害面積及び金額の現状値は、①市への通報、②JAへの聞き取り、③農業共済へ照会したが、被害報告がなかった。

## (2) 被害の傾向

イノシシについては、平成21年度を境に捕獲数が著しく増加している。山間部等では主に秋から冬にかけて農作物の食い荒らし等の被害があり、またゴルフ場や公園施設にも出現している。平成25年度より鳥獣被害防止計画を策定し対策しているが、現在も被害が続いている状況である。

アライグマについては、平成22年度以降徐々に捕獲数が増加している。山間部の農地等では主に春から夏にかけて農作物の食い荒らし等の被害が発生しており、令和3年度より鳥獣被害防止計画に追記し対策しているが、現在も被害が続いている状況である。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標		参考値 (令和2年度)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
被害 イ ノ シ シ	面積	21.3アール	14.0アール	13.5アール
	金額	370千円	168千円	160千円
被害 ア ライ グ マ	面積	11.2アール	0.0アール	10.0アール
	金額	17.4千円	0千円	17千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

3 令和3年度のアライグマ被害について、被害面積及び金額の現状値は、①市への通報、②JAへの聞き取り、③農業共済へ照会したが、被害報告がなかった。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(公社)大阪府猟友会大東四條畷支部(以下「猟友会」という。)への業務委託による檻を活用した捕獲事業を実施。処分については、猟友会により一定の大きさに解体した後、市の焼却場で焼却処理を行っている。	捕獲従事者の高齢化に伴う技術継承
防護柵の設置等に関する取組	農業者個人で防護柵を設置しているところもある	防護柵の設置等に関する予算措置が難しい
生息環境管理その他の取組	必要に応じて出没情報を公表し、注意喚起を行っている	生息環境管理等に関する予算措置が難しい

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

猟友会、下田原地区有害鳥獣駆除対策協議会(以下「下田原地区協議会」という。)及び鳥獣被害を受けている市民等との連携をより強化し、情報の共有化を図り、被害を受けている市民等に対する防止対策技術指導等を行うことで、被害の軽減目標に向けた総合的な取り組みを推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会による捕獲活動を継続的に実施するとともに、猟友会の捕獲能力向上に向けた人的・物的強化の推進など、総合的な捕獲機能の強化に努める。

なお、近年被害が拡大している下田原地区については、令和3年3月8日付けて「地域」、「農業従事者」、「地元事業者」が相互に協力して鳥獣被害防止対策を講じるために下田原地区協議会を設立し、活動を行っている。今後、行政及び猟友会との連携や下田原地区協議会への支援を行い、さらに捕獲機能の強化に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	イノシシ	猟友会及び下田原地区協議会との連携を強化する。
	アライグマ	希望する市民へ檻を貸し出し、捕獲を強化する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
大阪府鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画に基づき、捕獲実績及び被害軽減面積を踏まえた、適切な有害鳥獣捕獲を実施する。			
捕獲実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	50	38	38
アライグマ	17	23	24

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	80	80	80
アライグマ	40	40	40

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>檻等による適切な捕獲を実施する。また、個体数の増加の抑止及び被害軽減の観点から、檻等の設置場所の拡大を行う。</p> <p>捕獲期間 4月～3月</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
<p>四條畷市 (平成19年4月権限移譲済)</p>	<p>狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)</p>

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

受益者負担の観点から地元設置を原則とし、被害状況を踏まえながら今後の検討課題とする。

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

受益者負担の観点から地元設置を原則とし、被害状況を踏まえながら今後の検討課題とする。

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なし			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～令和6年度	イノシシ	協議会等の開催により、猟友会と被害を受ける市民等の連携をより強化し、防止対策技術等の普及を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

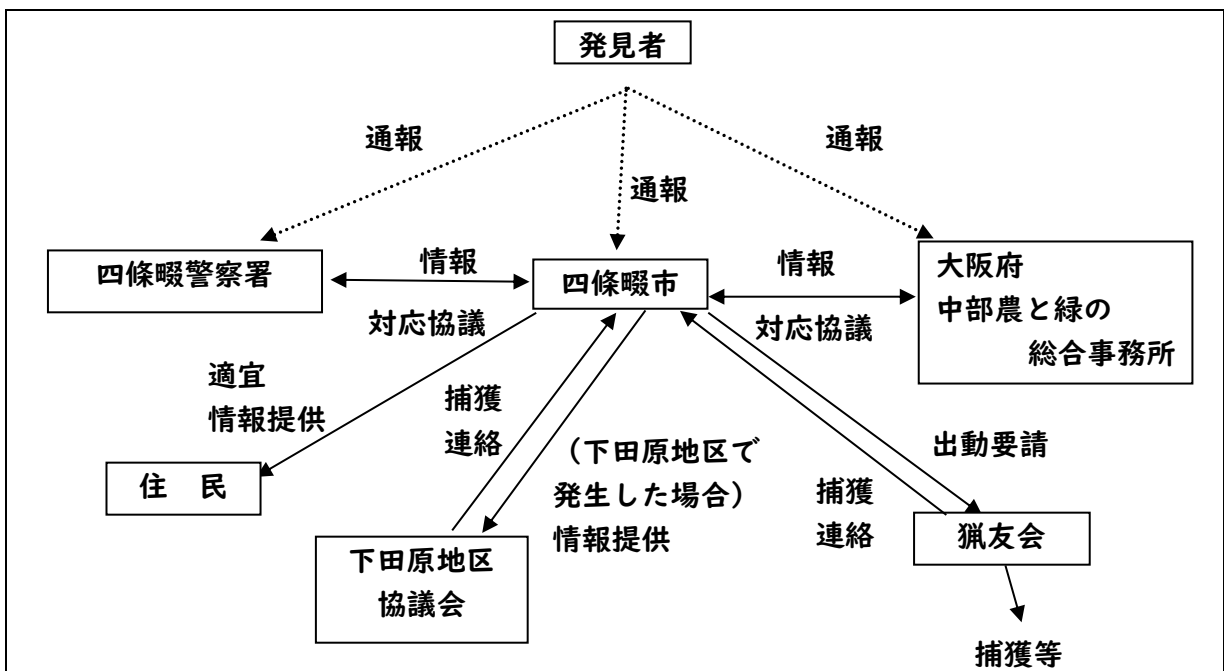
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
猟友会	対象鳥獣の捕獲等に関すること
四條畷警察署	安全確保に関すること
大阪府 中部農と緑の総合事務所	被害対策に係る助言・指導に関すること
四條畷市	対処全般に関すること
下田原地区 有害鳥獣駆除対策協議会	下田原地区における有害鳥獣の捕獲等に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却施設へ持込、焼却または現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	四條畷市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
逢阪地区イノブタ等 被害対策実行委員会	・逢阪地区における有害鳥獣の被害報告や対策に関すること。
下田原地区 有害鳥獣駆除対策協議会	・下田原地区における有害鳥獣の被害報告や対策に関すること。 ・下田原地区における有害鳥獣の捕獲に関すること。
大阪東部農業協同組合 営農経済部	・有害鳥獣の情報収集に関すること。 ・有害鳥獣に係る広報に関すること。
猟友会	・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導等に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。
大阪府 中部農と緑の総合事務所	・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導に関すること。
四條畷市	・有害鳥獣の処理に関する総合調整に関すること。 ・協議会事務局に関すること。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。



(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
四條畷市農業委員会	情報提供
大阪府動物愛護畜産課	情報提供、指導助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については今後の研究課題とする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣の鳥獣被害防止対策協議会との情報交換等、連携を密にし、効率的かつ効果的な被害防止施策を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関と連携を密にし、効率的かつ効果的な施策を進めていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。